

第40号議案

島根県立高等看護学院条例の一部を改正する条例

島根県立高等看護学院条例（昭和41年島根県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表授業料の項中「84,000円」を「118,800円」に、「42,000円」を「59,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において現に島根県立高等看護学院に在学している者に係る授業料の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後において他の看護師養成所から転学した者に係る授業料の額は、この条例による改正後の島根県立高等看護学院条例（次項において「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 平成21年度に入学した者についての改正後の条例第3条第2項の表の適用については、同表授業料の項中「118,800円」とあるのは「100,800円」と、「59,400円」とあるのは「50,400円」とする。